入院期間が 180 日を超える入院に関する事項

入院期間が 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除き、別途料金（1 日につき　2,723 円）が発生します。

令和 8 年 6 月　山陰労災病院